

農業協同組合法施行細則改正の概要

1 改正理由

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」の成立による農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法第11条の50が改正されたことから、法を引用している農業協同組合法施行細則（以下「細則」という。）の改正を行う。

2 改正内容

農業協同組合及び農業協同組合連合会による農業経営に係る組合員の同意手続が緩和されることを受け、細則第2条の7第1項を改正する。

3 施行期日

施行日は法律の施行日にあわせて令和5年4月1日とする。